

府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画  
(第1期:令和3～7年度)

令和3年3月

大阪府教育庁

## 1 趣旨

「大阪府ファシリティマネジメント基本方針(平成 31 年2月改訂)」において、施設の長寿命化を推進し、維持・更新経費の軽減・平準化を図ることや、予防保全型の施設維持管理体制を構築すること、新規施設整備を抑制し、将来の利用需要に応じた施設の有効活用や総量の最適化を図るといった全庁方針が示された。

このため、府立学校施設においても、全庁方針に基づき、新規の施設整備は抑制しつつ、今後とも長期的に維持・存続していく施設については、「予防的な保全、改修による長寿命化」と「改築」を組み合わせ適切な投資を行うことにより、維持管理コストは抑制しつつも、安全性等を確実に担保していくため、「府立学校施設長寿命化整備方針」を令和2年3月に改訂した。

上記方針に基づき、学校・棟単位での計画的な改修等に取り組むための実施計画(第1期:令和3～7年度)を策定し、改修等に順次着手する。

なお、本実施計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画(平成 25 年 11 月)」に基づいた個別施設毎の実施計画として位置付ける。

## 2 長寿命化の方針

学校施設の改築時期については、築後70年以上を目標とし、維持管理については、これまでの事後保全型から予防保全型に転換することによって学校施設の安全・安心を確保するとともに、長寿命化を図り、維持・改築経費の平準化と事業費削減をめざすこととする。

長寿命化を実現するためには、適切な時期に適切な改修等を行うことが重要であるため、築年数により5グループに設定した上で、劣化度調査(平成 28 年～30 年度)等を基に学校・棟ごとの総合的な劣化度を基に、計画的な改修等を進めていく。

特に、建物使用の目標としている築後70年を超過している学校施設や大規模改修未実施等により劣化が顕著な学校施設など、学校施設の築年数及び劣化状況等に基づき計画的に実施していくこととする。

また、高等学校と支援学校では現状課題や整備水準等が異なることから、個別に検討していくことが必要である。

### 3 実施計画

第1期での「d判定」解消をめざす。ただし、計画期間中であっても、教育施策の方針・計画、社会情勢、整備の進捗状況等に応じて、実施計画の見直しを行う。

事業対象校(事業量)及び事業内容は、予算編成過程等を経て、各年度ごとに公表する。

- \* 令和4年4月に大阪市から移管予定の高校等については、計画に位置付ける必要があるため、令和4年度に「劣化度調査」を実施し、令和5年度に計画の全面的な見直しを行う予定。
- \* 新型コロナウイルス感染症対策としての工事手法(工事範囲・仕様・足場等)、工期を検討し、状況等に応じて見直しを行う。
- \* 教育施策の方針・計画、財政支出の平準化、コスト削減(複数棟の一体工事、足場共用等)などの観点での見直しも必要。

### 4 整備の進め方

#### (1)改築

主たる校舎の築年数が目標耐用年数 70 年以上を経過する場合の整備の方向性は、改築(又は更なる長寿命化)を実施する。

改修を行っても安全性や良好な学習環境を確保できない状態で、かつ、他の施設への集約化等の代替策がない場合は、築後 70 年に満たない場合でも、学校施設の改築を検討する。

改築の検討については、再生(改修・設備更新等)により継続使用する場合と改築する場合の費用を長期で試算の上、いずれが有利か検討する。

改築にあたっては、長寿命化対策として、計画の段階から、改築後の維持管理の簡便さやライフサイクルコストの検証、間仕切りの変更や用途転用しやすい構造体・内装を計画する「スケルトン・インフィル」の視点を踏まえる。

また、適正な規模について十分に検討するとともに、可能な場合は校舎の高層化等を検討し、残余の土地については売却等に努める。

改築における標準的な仕様等については、建築条件(敷地条件、校舎配置や校舎全体又は1棟のみの建替え)などを踏まえつつ、直近の建替え事例等を参考に検討する。

- \* 大阪北視覚支援学校をはじめ、機能の併設など既存施設の活用等が可能なものは、課題整理と具体的なスケジュール等を明確化できるよう検討する。
- \* 寝屋川高校は、主たる校舎(本館)の、築年数が 82 年(令和2年3月末現在)を経過しており、令和3年度に具体的な検討に着手する。

## (2)改修

### ①予防保全

学校施設の改修等を計画的に進めるため、延床面積1千㎡以上の建物を対象に平成28年度から平成30年度の3年間の劣化度調査を実施した。

劣化度調査等の結果を踏まえ、計画的な更新・改修等を進めていくことにより、学校施設の健全化を図ることが重要となる。

なかでも屋根・屋上防水、外壁等は躯体の耐久性に直結するため、それらの工事を優先する。

設計時において築年数を勘案し、長期的に性能を維持できる仕様を基本に改修サイクル、メンテナンスの容易性を考慮し、事業内容を決定するとともに、設備等、更新時期の近い部位を原則、棟ごとに集約して改修を実施することで、工期の短縮、コスト削減、効率化を図る。

設備機器の老朽化対策として、物理的な耐用年数を経過している設備機器は更新を基本とするが、日常的な目視点検や消耗部品の定期交換によって、故障を未然に防止する対策も必要である。

- \* 施設機能に支障をきたしているなど緊急的な対応が必要な部位は、個別に工事を実施。
- \* 改修予定校が高等学校再編整備の実施対象校となった場合は、閉校まで生徒及び教職員が安全・安心に施設利用するために必要な改修を効率的に実施する。
- \* 劣化が進行した(予測される)部位については、一体的な改修を行い、予防保全を効率的に実施する。

### ②機能向上等

改修等工事の実施にあたっては、建物の継続使用年数等を考慮した上で、情報化・省エネ化・ユニバーサルデザイン化や快適性の向上など、学習環境面及び生活環境面での機能向上にも配慮した学校施設の長寿命化改修についても実施していく。

予防保全改修等の周期に沿って実施する場合の整備の方向性・工事内容

類型	築年数※1	整備の方向性	工事内容※2
グループ A	築年数 <b>20</b> 年以下	・学校・棟単位では概ね健全な状態と想定されるが、劣化が顕著な部位等については修繕・改修等を適宜実施。	劣化が顕著な部位・設備の修繕・改修等
グループ B	築年数 <b>21</b> 年以上 <b>40</b> 年以下	・学校・棟単位での総合的な劣化度を考慮した上で、順次、外部（屋根・屋上・外壁）改修を実施。  ・劣化状況等に応じた建築部位及び設備の改修及び機能向上メニューの整備等について適宜実施。	外部改修 ○屋根・屋上改修 ○外壁改修 （劣化状況等に応じ） ○外部建具 ○設備改修・更新 ○機能向上メニュー ・ICT 環境・空調整備 等
グループ C	築年数 <b>41</b> 年以上 <b>60</b> 年以下	・過去の大規模改修の実施時期及び学校・棟ごとの総合的な劣化度を考慮した上で、順次、外部改修を実施。  ・劣化状況等に応じた建物内装を含めた建築部位及び設備の改修及び機能向上メニューの整備等について適宜実施。	外部改修 ○屋根・屋上改修、 ○外壁改修 （劣化状況等に応じ） ○躯体の中酸化対策 ○建物内装(天井・壁・床等) ○外部建具 ○設備改修・更新 ○機能向上メニュー ・ICT 環境・空調整備 等
グループ D	築年数 <b>61</b> 年以上 <b>70</b> 年以下	・劣化状況等に応じた修繕・改修等を実施し、 <b>70</b> 年以上の使用をめざす。	劣化が顕著な建築部位・設備の修繕・改修等
グループ E	築年数 <b>71</b> 年以上	・建物使用の目標としている築後 70 年を超過しており、ライフサイクルコスト等を勘案した上で、改築(又は更なる長寿命化)を実施。	改築（又は更なる長寿命化）

※1 築年数は、各学校の主たる校舎の最も築年数が経過した棟をもって当該校の築年数とする

※2 予防保全改修対象工事範囲

- ・建築（外部）構 構造体、屋根、外壁、外部建具
- ・設備（電気）：昇降機、受変電、発電、静止型電源設備（非常用電源）、防災設備、中央監視
- （機械）：空調熱源、中央監視、消火、給水、排水、換気・排煙

府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画  
**令和3年度 改修事業対象校**

【当初予算額】 府立学校施設長寿命化整備事業費 **3,074,531 千円**

※予算額には、下表の改修事業のほか、緊急対応等による改修事業を含む

○改修

高 等 学 校		
1	泉大津	
2	茨木工科	○
3	園芸	○
4	貝塚南	○
5	勝山/大阪わかば	
6	岸和田	
7	久米田	
8	堺上	○
9	堺西	○
10	桜塚	○
11	佐野	○
12	佐野工科	
13	吹田	
14	住吉	
15	泉北	
16	千里	
17	高石	○
18	槻の木	
19	天王寺	
20	豊中	
21	長野	
22	西野田工科	○
23	阪南	
24	枚方なぎさ	○
25	福泉	○
26	藤井寺工科	
27	布施	
28	松原	
29	三国丘	
30	八尾北	
31	淀川工科	○
32	淀川清流	

支 援 学 校		
1	和泉支援	
2	大阪北視覚支援	○
3	岸和田支援	
4	堺支援	
5	住之江支援	
6	難波支援	
7	東淀川支援	

※○は令和3年度に設計業務のみを行うもの  
 ※1校については複数棟が対象となる場合を含む  
 ※予算の範囲内において工事内容（仕様等）の変更を行うことがある。

※改築については、令和3年度に  
 「寝屋川高等学校改築基本構想」を策定